

第4部

計画の推進

第8章 推進体制・進捗管理

1. 推進体制

温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割分担を認識して、気候変動対策を推進することが求められます。また、各主体がそれぞれの立場で、また互いに連携、協働して取り組むことが重要です。

(1)市民、事業者と市の連携、協働

環境全般にかかる政策については、市民、事業者と市との間で検討を行いながら、連携、協働のもとにこの計画を推進していきます。

(2)国、県、周辺自治体との連携、協力

本計画で掲げた地球温暖化対策は、国や富山県との連携により取り組むものも多く、各対策を並行して効果的かつ効率的に進めていくために、関係機関、団体との情報共有を図ります。また、広域的な連携が有効な取組については、関係市町村との情報共有と連携を図ります。

(3)庁舎各課における横断的な連携

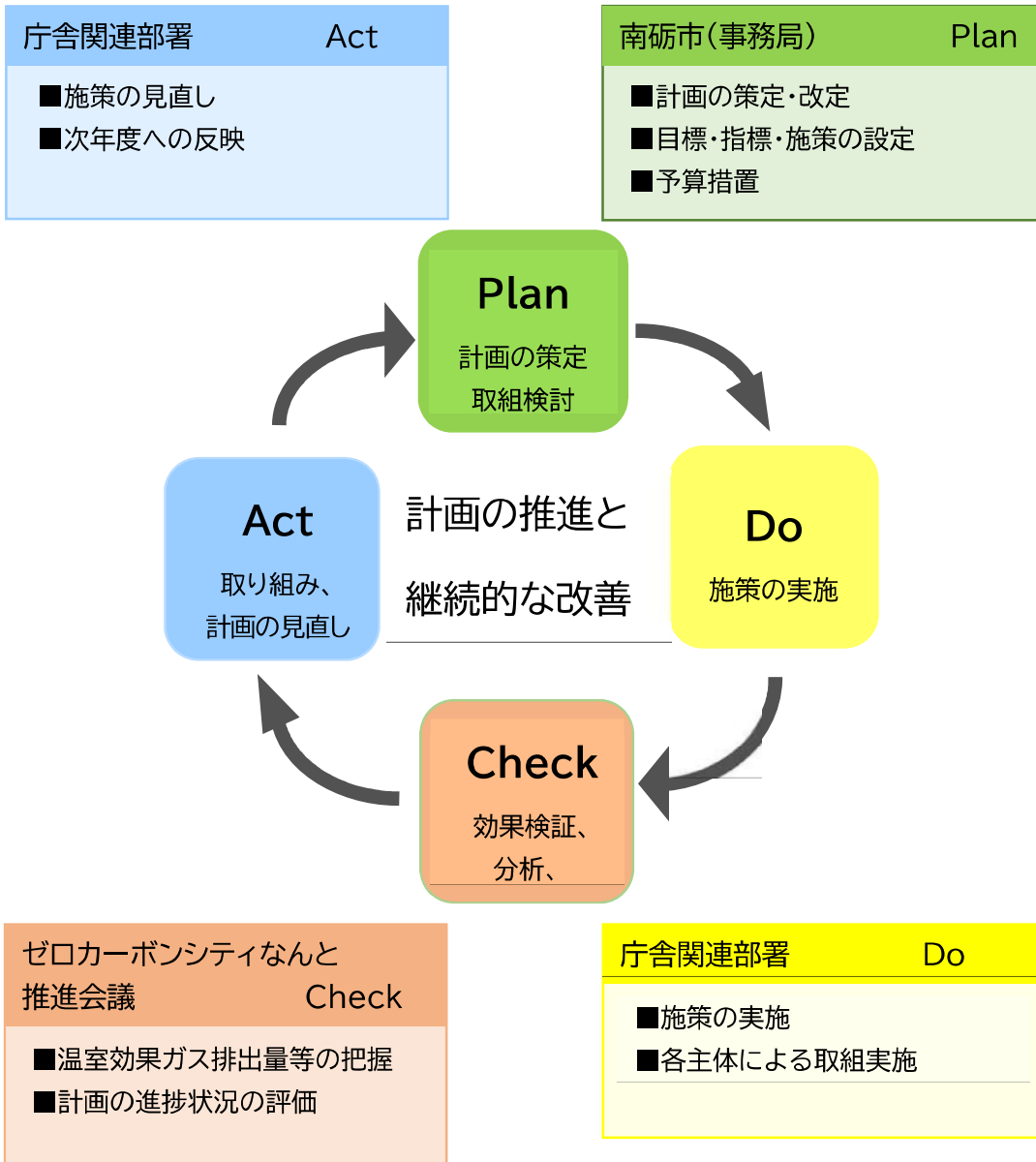
地球温暖化対策は、環境分野だけでなく産業や私生活といった極めて広い範囲にわたることから、行政においても多方面な分野にわたります。

実効性を伴う計画推進のために、庁舎各課において横断的な連携を図りながら、計画を推進していきます。

2. 進行管理

本計画を推進するためには、取組の進捗状況や目標の達成状況を把握し、必要に応じて取組の内容や実施方法の見直しを行う必要があります。

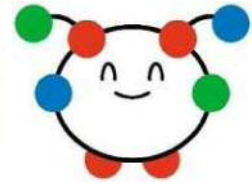
そのため、「計画」、「実施」、「点検・評価」、「見直し」のサイクルを確立し、計画の進行管理を行っていきます。



本計画は 2023(令和 5)年度を初年度とし、毎年度、温室効果ガス排出量等の把握、計画の進捗状況の評価を行い、計画を見直していきます。



合掌造り



散居村